

令和4年度 岡山県立玉島高等学校 部活動に係る活動方針

1 設置の部

- (1) 運動部：ソフトテニス部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、剣道部、弓道部、
(13) サッカー部、陸上競技部、バドミントン部、軟式野球部、ラグビー部、
ハンドボール部（女子）、硬式テニス部
- (2) 文化部：書道部、美術部、吹奏楽部、軽音学部、演劇部、ダンス部、囲碁・将棋部
(13) 茶道部、動画・文芸部、E S S部、サイエンス部、食物研究部、放送部

2 目 標

- (1) 生徒の豊かな学術・スポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とする。
- (2) 生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間とともに考え、判断し、実践するといった自立した活動になる。
- (3) 限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力を育成し、文武両道に努める。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・原則、毎週平日に1日及び週末は、土日のどちらかを休養日とする。
土日のいずれも活動する場合は、振り替え休養日を設けることとする。
 - ・定期テストの1週間前からは、原則、活動中止とする。
 - ・夏季及び冬季休業中の閉学日は、原則、活動しないこととする。
- (2) 活動時間
 - ・原則、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
ただし、移動、準備、片付け、ミーティング等は活動時間に含まない。
 - ・活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・下校時間を厳守する。
- (3) 遠征、合宿等
 - ・遠征や合宿を実施する際は、事前に校長の許可を得ることとする。
- (4) 大会参加等
 - ・大会参加は、高体連（高野連）主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

- (1) 部活動顧問など教職員と生徒が携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり交換したり、生徒の携帯電話に電話・電子メールをすることは、原則として禁止する。やむを得ず、生徒の携帯電話の番号を取得したり交換したりする場合は、書面をもって、校長及び保護者の承認を得る。
- (2) 部活動顧問など教職員が生徒を自家用車に同乗させることは、原則として禁止する。教職員が生徒を自家用車に同乗させる場合は、書面をもって、校長及び保護者の承認を得る。
- (3) 部費等の生徒からの現金徴収は最小限にとどめ、必ず領収書を発行する。また、徴収金を扱う場合は通帳管理を原則とし、必ず保護者に決算報告を行う。
- (4) 部活動顧問は、生徒の成長をサポートするために、主体的な活動を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。また、4月に部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。